

憲章（改定案）〔見え消し版〕

現行の「憲章」からの変更箇所を赤字又は青字で表示
 （赤字：第 14 回 WLB 部会(5/25)時の案、青字部分：第 14 回 WLB 部会での議論を踏めた部分）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（改定案）

~~長期的な経済の低迷や少子高齢化の進展等、今日の社会経済状況下において、~~
 5 ~~我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境がこうした状況社会経済構造~~
~~の変化に必ずしも適応しきれておらず、一層仕事と生活が両立しにくい現実~~
~~に直面している。~~

~~今こそ、国民一人ひとり誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事~~
 10 ~~上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭や、地域、自己啓発等~~
~~にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全~~
~~体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。~~

~~仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者のが経済的に自立を~~
~~可能にするとともにし、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮でき~~
~~る環境をつくりして、労働市場への参加を促進することは、個人消費の拡大~~
 15 ~~を通じた需要創造につながり、ひいては我が国の活力と成長力を高め、ひいて~~
~~は、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。~~

~~そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、~~
~~ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿、関係者が果たすべ~~
~~き役割を示し、新たな決意の下、その実現に官民一体となって取り組んでいく~~
 20 ~~ため、本憲章を政労使の合意により本憲章を策定する。~~

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

25 仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、
 近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、
 その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

30 ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
 など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

35 （働き方の二極化等）

現行の「憲章」からの変更箇所を赤字又は青字で表示
(赤字：第14回 WLB 部会(5/25)時の案、青字部分：第14回 WLB 部会での議論を踏めた部分)

5 その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

10 さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

15 しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

20 このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族団らんとの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

25 また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

30 一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

35 また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

現行の「憲章」からの変更箇所を赤字又は青字で表示
(赤字：第14回WLB部会(5/25)時の案、青字部分：第14回WLB部会での議論を踏めた部分)

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

5 (多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

10

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

15

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである~~り~~、「新しい公共」の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

20

「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

25

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

30

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定めることとする。

35

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

現行の「憲章」からの変更箇所を赤字又は青字で表示
(赤字：第14回WLB部会(5/25)時の案、青字部分：第14回WLB部会での議論を踏まと部分)

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

5 具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

就労による経済的自立が可能な社会

10 経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

15 働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

多様な働き方・生き方が選択できる社会

20 性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

25 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

30 そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的な取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながるものがないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

35

現行の「憲章」からの変更箇所を赤字又は青字で表示
(赤字：第14回 WLB 部会(5/25)時の案、青字部分：第14回 WLB 部会での議論を踏また部分)

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

5 (国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

10 (国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

15

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。